

平成30年度から適用される個人住民税の税制改正

1. 給与所得控除の見直し
2. セルフメディケーション推進のための「スイッチOTC薬控除」の創設
3. 医療費控除・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の申告における「明細書」の添付義務化

1. 給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）

平成26年度の税制改正で給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限額が適用される給与収入が「平成29年以後は1,000万円（控除額220万円）に引き下げる」こととなりました。（住民税については平成30年度から適用）

	平成25年分～ 平成27年分の所得税	平成28年分の所得税	平成29年分の所得税
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

2. セルフメディケーション推進のための「スイッチOTC薬控除」

（医療費控除の特例）の創設

平成28年度税制改正で、適切な健康管理のもとで医療用薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として**一定の取組**を行っている個人が**平成29年1月1日**から本人や本人と生計を一にする親族に係る「**スイッチOTC医薬品**（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）」の購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合には、1万2千円を超える額（控除限度額8万8千円）を所得控除できる特例が創設されました。（従来の医療費控除との**選択適用**となります。）

○適用期間 掲載

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間

（平成29年分の所得税・平成30年度の個人住民税から5年間適用）

○適用要件とされる健康の維持増進及び疾病の予防への取組（一定の取組）とは

次の1から5のいずれか1つに該当する検診等、又は予防接種（医師の関与のあるものに限る）を受けていることを要件とされます。

1. 特定健康検査（いわゆるメタボ検診）
2. 予防接種
3. 定期健康診断（事業主検診）
4. 健康検査（いわゆる人間ドックなどで医療保険者が行うもの）

5. がん検診

ご注意

1. 申告の際には検診等の、又は予防接種を受けた「一定の取組」を明らかにする書類が必要です。
(例) インフルエンザ予防接種の領収書や会社で受けた定期健康診断の結果通知等
2. 検診等又は予防接種に要した費用は、**スイッチOTC薬控除**の対象にはなりません。

○スイッチOTC薬とは

医師の処方が必要だった医療用医薬品から転用(スイッチ)された薬局のカウンター越し(Over The Counter)に購入できる市販の医薬品のことです。がぜ薬、胃腸薬、鼻炎薬、解熱鎮痛剤、コレステロール改善薬など約1,500種類が厚生労働省のホームページ(セルフメディケーション税制対象品目一覧)に掲載されています。

ご注意

1. この特例を選択した場合、従来の医療費控除を受けることができません。いずれか一方のみ、控除の適用を受けることができます。
2. この特例を受けるには、所得税の確定申告又は、個人住民税の申告が必要です。
3. 平成29年1月1日以降に購入したスイッチOTC医薬品が対象となります。
4. 申告の際には医薬品名、金額、当該医薬品がセルフメディケーション税制対象品である旨、販売店名、購入日が明記された領収書、レシートが必要となります。

3. 医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の申告時における「明細書」の添付義務化

平成29年度の税制改正で医療費控除・医療費控除の特例のいずれか適用を受ける方は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を確定申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。

経過措置

平成29年分から平成31年分までの所得税の確定申告については、医療費等の領収書の添付、または提示によることができます。

医療費通知の活用

医療保険者から交付される**医療費通知書(原本)**を添付すると医療費の明細を記入省略できます。(セルフメディケーション税制を除く)

領収書の保存期間等

明細書の記入内容を確認するため、医療費等の領収書は確定申告期限から5年間保存する必要がある。税務署長から当該明細書に係る医療費等の領収書の提示、又は提出を求められた際は、当該領収書の提示、又は提出をしなければなりません。

添付又は提示が必要な書類

(1) 医療費控除の適用

- 「医療費控除の明細書」の添付
- 「医療費通知（原本）」の添付 ※「医療費控除の明細書」の2. 医療費の明細の記入を省略する場合に添付が必要です。

次の費用について医療費控除を受ける場合には、それぞれ該当する書類の添付又は提示が必要です

寝たきり老人のおむつ代	医師が発行した「おむつ使用証明書」 ※ただし、控除を受けるのが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の方については市町村長が発行する「おむつ使用の確認書等」に代えることができます。
温泉利用型健康増進施設の利用料金	温泉療養証明書
ストマ用装具の購入費用	ストマ用装具使用証明書
B型肝炎患者の介護にあたる同居の親族が受ける同ワクチンの購入費用	医師の診断書 ※その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの
白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用	処方箋 ※医師が白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの
市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用	在宅介護費用証明書

(2) セルフメディケーション税制の適用

- 「セルフメディケーション税制の明細書」の添付
- 「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の添付又は提示
 1. 氏名
 2. 取組を行った年
 3. 事業を行った保険者、事業者、若しくは市町村の名称、又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載のあるもの

「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の例

- ・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証
- ・市町村のがん検診の領収書又は結果通知書
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知書（「定期健康診断」という名称、「勤務先」の名称が記載されているもの）
- ・特定健康検査の領収書又は結果通知書（「特定健康検査」という名称、「保険者名」の名称が記載されているもの）
- ・人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知書（「勤務先」の名称、「保険者」の名称が記載されているもの）

※検診等又は予防接種に要した費用は、セルフメディケーション税制控除の対象にはなりませんのでご注意ください。